

旧緊急時避難準備区域（川内村）に居住し、双葉郡の工務店を取引先とする仕事を中心に大工業を営んでいた申立人について、原発事故の影響に伴う取引先の減少による逸失利益につき、平成26年12月までの賠償が認められた事例。

1078

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

記

損害項目 営業損害（逸失利益）

期 間 平成26年1月1日から平成26年12月31日まで

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の損害項目（同項記載の対象期間に限る。）について金69万8575円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 確認条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の対象期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

（1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

（2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年5月25日

（仲介委員 出井直樹）